

集団給食施設のみなさまへ

～食品衛生法が改正されました～

集団給食施設は営業の届出が必要となります。

なお、調理業務を外部事業者に委託する場合は、受託事業者が飲食店営業の許可を取得する必要があります。

調理業務を
外部事業者に
委託している

Yes

飲食店営業の許可が必要です。

- ①受託事業者は、飲食店営業の許可を取得してください。
- ②HACCPに沿った衛生管理を行ってください。
- ③食品衛生責任者の選任をしてください。

No

1回が20食以上
である

Yes

営業の届出が必要です。

- ①施設の設置者又は管理者は、営業届を提出してください。
- ②HACCPに沿った衛生管理を行ってください。
- ③食品衛生責任者の選任をしてください。

No

営業の届出等は必要ありません。

また、HACCPに沿った衛生管理も義務付けられてはいませんが、関係業界団体等が作成した手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について(平成9年6月30日付け衛食第201号)」を参考に、自主的な衛生管理に努めてください。

【問合せ先】広島市保健所食品指導課 (Tel:082-241-7404)
食品保健課 (Tel:082-241-7434)